

令和元年12月24日

第131回 遠野市農業委員会総会議事録

第131回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年12月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第10号
会議年月日 令和元年12月24日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、5番 佐々木誠一、
6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、9番 綱木秀治、
10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、
14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、18番 奥友康悦、
19番 千葉勝義
欠席委員 2番 白金英子、17番 奥寺晴夫

会議に出席した職員 事務局 長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第131回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第48号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第49号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第50号 農用地利用集積計画の決定について
議案第51号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第54号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
議案第55号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第56号 非農地判断に対する可否決定について
協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を18番、奥友康悦委員にお願いします。</p>
		<p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第131回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、2番、白金英子委員、17番、奥寺晴夫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧いただきたいと思えます。 11月27日、東京で、事務局長と、農業者年金加入推進セミナー及び本県選出国會議員との政策要請懇談会に出席してございます。なお、県大会で決議されました要請書を国會議員に提出してまいりました。本人出席の国會議員は3名、あとは代理出席でした。 11月28日、令和元年度全国農業委員会会長代表者集會に事務局長と出席してございます。 11月29日、第11回遠野市農林水産振興大会・合同祝賀會に私と農業委員、推進委員が参加してございます。 12月3日から13日、遠野市議會12月定例會が開催されてございます。なお、3日が開會、9日と10日が一般質問でございましたけれども、当農業委員会に対する質問はございませんでした。 以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続きまして、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局長		<p>経過報告書をご覧ください。 11月27日、エゴマ選別・水洗いをしました。 12月10日、農地法等申請締切日でした。 12月16日、17日、農地転用等現地確認調査を実施しております。 12月18日、令和元年度農業経営者セミナーが盛岡市で開催されまして、2名の農業委員が出席しております。 12月19日、エゴマ油搾りで●●市に農業委員、推進委員と事務局から行っております。 12月20日、令和元年度第9回遠野市農業委員会運営委員会でした。 本日、総会。この後第5回農地利用最適化推進検討会がございまして。その後農業委員活動表彰等受賞祝賀会を開催します。 12月25日以降の主な行事予定です。 12月27日、仕事納めの式。 1月6日、仕事始めの式。 1月7日、遠野市民新年交賀会。 1月10日、農地法等申請締切日。 1月12日、令和2年遠野市消防出初式。 1月15日、農地転用等現地確認調査。 1月22日、第10回の運営委員会です。 1月23日、遠野市農業再生協議会臨時総会。 1月24日、遠野市農業委員会総会です。その後、農地利用最適化推進検討会を開催する予定です。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>1月下旬に農業委員会だより編集委員会議を予定しております。 2月3日、令和元年度経営戦略セミナーが盛岡市で開催されます。 2月12日から13日、女性農業委員・推進委員活動研修会が開催されます。 2月18日から19日、農業委員会会長研修会及び会議が盛岡市で開催されます。 報告は以上です。</p> <p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>議 長</p>	<p>1ページをご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。備考欄の方の死亡によりまして、相続により取得者が農地を取得したものであります。 番号1番、市外の方が取得をされましたが、この取得者のいここにあたる方が土地を管理することになっております。 番号2番、取得者が農地を管理いたしますが、一部を近隣の認定農業者が貸借により管理することになっております。 報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>2ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。件数は3件です。それぞれ合意により貸借を解約したものです。 番号1番、2番、貸人が兄弟で、借人は同じです。今回貸借を解約しまして別の方に農地を貸すことにしております。その関連の議案が第50号15番と16番にありまして、この後審議していただきます。 番号3番、借人のお子さんに農地を売るということで、今回、貸借の契約を解約するというものであります。売買につきまして後の総会で議案としてあがる予定ですが、今回はその部分までは来ておりません。 報告は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>3ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。件数は3件です。 番号1番、場所は●●駅から●●の方に少し行ったところがありまして、道路に接した農地ですが、高低差があるので盛土して耕作の利便性を高めるものであります。 番号2番、場所が■■■■■■■■裏手にある農地で、段差解消のために盛土をして耕作の利便性を高めるものであります。 番号3番、●●町の■■■■■■の道路向いの農地でありまして、農地の低いところに盛土をして耕作の利便性を高めるものです。</p>

	<p>3件とも届出施工時期、委託施工業者については記載のとおりです。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>
6 番 委 員	<p>6番、佐々木です。盛土ということですがけれども、委託施工業者がみんな同じということで、どこかで得たもの、どこから運ぶのかということをお教えいただきたいです。</p>
事 務 局 長	<p>3番につきましては河川から出た土を、表土をはがして低いところに埋めて、表土を戻して農地として利用していくということです。他の2件については、土については確認しておりませんが、盛土をした後に耕作するということになっております。</p>
議 長	<p>休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。その他質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に1番、菊池靖委員、3番、多田登委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>第131回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計17件、180,002.28㎡。</p> <p>利用集積、今月計42件、239,216.30㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、335㎡。</p> <p>法第5条、今月計2件、3,224㎡。</p> <p>適用外、今月計4件、668㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計3件、9,843㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第48号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第48号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。</p> <p>番号1番から9番及び11番、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。</p>

	<p>使用貸借期間はいずれも10年です。番号5番については、借受人が市外に居住していますが、通作により農業に従事します。</p> <p>番号10番、借受人は新規で自家用野菜の栽培を行うため、当該農地を借り受けるものです。これにつきましては議案第49号5番の関連案件でございます。</p> <p>以上11件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>農業委員1名、最適化推進委員2名、事務局2名の立ち合いのもと、何ら問題ないと判断いたしました。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>次に日程第3、議案第49号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページです。議案第49号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。</p> <p>番号1番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、現在耕作している譲受人に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲渡人は相続で農地を取得しましたが、耕作できないことから、甥に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、譲受人は現在●●町で水稻と野菜栽培を行っていますが、農地を購入し■と■の栽培を行うため、売買で譲り受けるものです。</p> <p>番号4番、譲渡人は家族の介護で耕作できないため、隣地で耕作を行っている譲受人に売買で譲り渡すものです。</p> <p>番号5番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから売買で譲り渡すものです。譲受人は当該農地を購入し新規就農で自家用野菜を栽培します。先ほどの議案48号10番と関連案件です。</p> <p>番号6番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、所有農地のすべてを売買で譲り渡すものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の推進委員又は農業委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>番号1番ですが、17日に事務局2名、農業委員、推進委員2名で現地確認しました。事務局の説明のとおりで何ら問題はございません。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	番号2番ですけれども、以前から耕作は甥御さんに委託していたということで、甥御さんに譲るということでそのまま継続して耕作することになっていますので、何ら問題はないと思います。
議長	●●地区担当農業委員、お願いします。
4番委員	4番、古屋敷です。3番の案件についてですが、16日に農業委員、推進委員、事務局、7名で現地確認してまいりました。この案件は議案第53号で出てきます。場所は■■■■■のところで現況は草地になっていました。周りには何ら影響ないものと判断してまいりました。よろしくお願いします。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	4番の案件でございますが、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名、計7名で現地確認を行ってまいりました。先ほど事務局の方から説明ありましたとおりで問題ないと判断しました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	5番の案件です。最適化推進委員2名、農業委員1名、事務局2名、計5名で現地確認をしました。譲受人の家の近くで、何ら問題ないものと判断しました。以上です。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	12月16日、農業委員会2名、委員2名で現地確認を行いました。先ほど事務局より説明ありましたとおりで、譲渡人は現在遠隔地に居住しております。現在は農地に隣接する住居も取り壊されて、ありません。多面的事業で遊休農地ということで管理を行っていましたが近くの譲受人が活用することになりましたので、問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しました。暫時休憩します。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。4番について質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	暫時休憩します。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。4番を除く5件について質疑ございませんか。
6番委員	3番について詳しくお伺いしたいのですが、遠野市で営農するため譲り受けると書いてありますけれども、この年代の方が営農するのであれば喜ばしいことではあるのですけれども、その辺をもう少し詳細を具体的に伝えられる範囲でお願いします。
農地係長	議案第53号の2番と関連しておりまして、実はこの方につきましては現在も●●町で野菜と水稻の営農を行っているということで、元々遠野に山林原野等の土地を所有している方で自分の所有している土地の近くで■■■■■を行いたいということ

	で、議案第53号で農地転用を行いまして■■■■■をすると。その隣の農地では■と■の営農を行いたいということでの申請でございます。説明は以上です。
議長	6番、佐々木委員、よろしいでしょうか。
6番委員	はい。
議長	その他ございませんか。
15番委員	今の3番の件ですが、■■■■■の隣に■と■を植えるということですが、日の当たり具合では日陰になるようなところも出てくると思うのですが、どちら側に植えるのですか。
4番委員	報告、説明いたします。■■■■■に隣接しており、■■の■■■■■があります。その側に関しては高い木がありますからそっち側の方に■とか■とか植えるのではないかと現地を確認しました。そちらの日の当たりの悪いところには木を植えて南側の日の当たりのいい場所に細長く■■■■■を設置するような杭を打っていましたからそういうふうを確認しました。
議長	15番、菊池委員よろしいでしょうか。
15番委員	はい。
議長	その他、質問等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議長	会議を再開いたします。
	【日程第4】
議長	続きまして日程第4、議案第50号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	11ページです。議案第50号、農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は42件で、利用権設定の新規が17件、更新が25件です。 番号1番、2番、更新です。 番号3番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。

		<p>番号4番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号5番、6番、更新です。</p> <p>番号7番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第51号、配分計画の1番と関連しています。</p> <p>番号8番から13番まで、更新です。</p> <p>番号14番、新規で、契約期間5年3か月の賃貸借権設定です。</p> <p>番号15番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号16番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号17番から20番まで、更新です。</p> <p>番号21番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号22番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号23番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号24番から28番まで、更新です。</p> <p>番号29番から36番まで、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定、中間管理権の設定です。これは次の議案第51号、配分計画の2番と関連しています。</p> <p>番号37番から42番まで、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第50号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>続いて日程第5、議案第51号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>19ページです。議案第51号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画が下記のとおり提出されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、計画の作成について意見を求めるものです。本議案に係る申請は利用権設定が2件、●●町と●●町に関するものが各1件です。</p> <p>番号1番、賃貸借権設定、契約期間10年。</p> <p>番号2番、賃貸借権設定、契約期間10年。</p> <p>申請の内容につきましては議案書に記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
9番委員		<p>2番の方は酪農家ですか。デントコーンだからそう思いますけれども、デントコーンは油をとるとか、●●とかでもやっているところがありますが。その辺、分かりましたら教えてください。</p>

事務局 長	飼料を作っています。
議 長	9番、綱木委員、よろしいですか。
9番 委員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第51号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第6】 続いて日程第6、議案第52号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係 長	20ページです。議案第52号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、農業用機械及び肥料置場として転用しようとするものです。現在、申請者は住居の敷地内に農業用機械を置いていますが、手狭であることから、農業用機械置場を整備し農作業を効率的に行おうとするものです。場所の選定にあたっては自宅に近く、市道に接しており、耕作地への移動が効率的に行えることから適地として選定したものです。申請地は第1種農地ではありますが、自宅及び既存集落に接続して設置されるものであることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当しており許可できるものと判断しました。申請地は砂利敷きとし、土砂の流出を防止することとしており、周辺農地への被害はないことを現地で確認しております。 以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	12月16日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で確認しました。特に問題ありませんでした。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり「可」と決しました。

議	長	<p>【日程第7】 続いて日程第7、議案第53号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>21ページです。議案第53号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、自己住宅の建築を目的とする一般住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在夫と別々に暮らしており、安定した生活をするため、当該地を購入し住居を新築しようとするものです。申請地は都市計画区域における第1種住居専用用地であり、第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可できるものです。事業費につきましては自己資金及び融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>番号2番、売買による■■■■■■■■■■を設置するための転用です。申請者は自己所有地の周辺で■■■■■■■■■■に適した土地を探しており、■■■■、設置工事費用、周辺環境など、立地条件が整ったこの申請地を地権者の合意が得られたことから転用しようとするものです。申請地は第2種農地と判断しました。土地の選定にあたっては位置選定検討表を表しており、面積や立地条件を総合的に判断した結果、他の土地での代替性がないことから不許可の例外に該当すると判断し、許可しようとするものです。被害防除については境界部分にフェンスを設置する計画であり、周辺農地への被害は生じないものと思われます。事業費については全額自己資金により実施するものであり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員又は農業委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区の山口です。現地は■■■■の■■■■の裏側に位置します。周りはずでに宅地になってその中の中間スペースで、宅地にするのが妥当かなど。農地にするには不向きな場所です。別に問題はないなと感じました。</p>
議	長	<p>●●地区担当農業委員、お願いします。</p>
4番委員		<p>4番、古屋敷です。先ほどの議案第49号に関連して解説している場所です。事務局の説明のとおりですし、隣接しているのは堆肥舎だけで周りは原野で、低い場所で、何ら周りに影響するものはないなと判断してまいりました。よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
10番委員		<p>10番、多田です。確認のためにお聞きしますけれども、2番の件ですが、第2種農地ということで発電施設は良いということですが、第1種であれば■■■■■■■■■■でなければ許可されないと思っていましたが、第2種だから■■■■でなくても良いということで判断されるということでしょうか。</p>
農地係長		<p>お答えいたします。第2種農地につきましては、備考のところに代替性と書いておりましたが、第2種農地の許可要件は第3種農地で代替性がない場合許可できるということで、今回この申請者の方は●●、●●に原野を所有しておりまして、その周辺で■■■■■■■■■■ができる場所を探しておりました。3カ所について検討を行った結果、■■■■、設置工事費用、地権者の同意ということで合致したのがこの申請地でございます。■■■■■■■■■■については、第2種農地は代替性が認められる場合に認められるということになってございます。</p>

農地係長	<p>23ページです。議案第55号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は昭和61年に住宅及び物置を建築し、現在に至ってしまったものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものと思われます。</p> <p>番号2番、大正13年と昭和53年に物置を建築し、現在に至ってしまったものです。その当時農地法の手続きが必要なことを認識していなかったためと思われます。</p> <p>番号3番、申請人は昭和42年に住宅を建築し、畑の一部を住宅への通路として利用し、現在に至っております。その当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものと思われます。</p> <p>番号4番、昭和36年頃に住宅を建築し、現在に至ってしまったものです。その当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったものと思われます。</p> <p>以上4件につきましてご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>1番ですが、12月17日に農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で確認いたしました。当該箇所は●●●で■■■■■■■から西に200m位行ったところで、先ほどの説明にあったとおり建築後30年以上経過しているということですのでございますから、適用外証明は妥当であると判断いたしました。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>番号2番です。16日に事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で確認しました。だいぶ古い建物で、仕方ないですねということになりました。</p>
議長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>3番について説明します。16日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地確認しました。住宅地への通路であり、50年以上経ったのですけれども、今度新築予定でありましてその際に発覚したということです。</p>
議長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>16日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名で宅地と確認いたしました。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p>

議 長	<p>【日程第10】 続いて日程第10、議案第56号、「非農地判断に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長	<p>24ページです。議案第56号、非農地判断に対する可否決定について説明いたします。令和元年度農地パトロール（利用状況調査）において非農地（B分類）と判定した土地につきまして、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地（非農地）であると判断することについて可否の決定を求めるものです。</p> <p>議案書と合わせまして別紙A3版の資料、「令和元年度農地パトロール及び荒廃農地調査結果」をご覧くださいと思います。この資料は各地区2段書きで、下段に先の総会で報告しております速報値、上段に今回の最終とりまとめの数値を記載しております。表の右側に合計が記載してございますが、B分類（④+⑥）の上段が非農地と判定した土地、議案第56号に上程しております各町の合計値となっております。市全体の合計が●●●筆で●●●, ●●●㎡となっております。地目の内訳は原野が●●筆で●●●, ●●●㎡、山林が●●筆で●●●, ●●●㎡となっております。議案書にお戻りいただき24ページから38ページまで、詳細は議案書のとおりですのでご覧くださいと思います。なお、委員の皆様には非農地判断の事前通知書の送付とご説明をお願いしたと思いますが、異議の申し出はA3版資料の右下の「速報から変更した内容」に記載のとおりとなっておりますので、確認いただきたいと思います。また、議決後の非農地通知書の発出は地目変更登記の案内資料を同封して来年1月中旬を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【協議事項】 次に協議第1号、『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、資料をご覧くださいと思います。資料の方には「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」として記載しております。</p> <p>1枚めくっていただきまして参考資料をご覧くださいと思います。今回岩手県農業会議から、全国農業会議所会長から通知がありました、ということで、総会の場で決議するなど法令遵守の注意喚起をしていただくようお願いしませんでした。それから農業委員会の綱紀を徹底するために来年度以降も年1回同様の取り組みを実施されるようにということで、今回申し合わせ決議を行うとするというものです。もう1枚資料をめくっていただきますと全国農業会議所から発出された内容があります。その発端は10月に●●●●●●●●が●●●●●●●●に係る●●●●●●で●●●●●●されるという●●●●●●が発生したということで、1番最後のページですが、11月28日の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の方でも農業委員会の委員の綱紀保持に関する申し合わせということで、以上の内容が決議されて、今回はそれぞれの農業委員会という流れです。1枚目に戻っていただいて農業委員会の法令遵守の申し合わせということで</p>

	<p>読み上げて説明いたしたいと思います。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和元年12月24日、遠野市農業委員会。</p> <p>今回、審議していただいて決まりましたら、この後、検討会でもう一度承認をいただいて、としております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
5番委員	少し内容のことで説明をお願いしたいと思います。「農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し」とありますが、具体的にどういうことですか。こういうふうに抽象的に書かれると指しているものが、具体的にピンとこないの、高い倫理観というのはどういうものですか。
事務局長	高い倫理観ですから、まず法律に基づいて曲がったことをしないということで、法令遵守が一番、人の道にそれたことをしないということです。
5番委員	私は農業委員として先輩の方にご指導を受けてきましたが、その時に、農業委員というのは農地の番人だと。農地の違反転用とか、そういうことのないように地域に目を配り正しい農地運営をさせると、そういうふうに言われました。したがって、知らずに農地に家を建てたとか、今で言うと■■■■■を勝手にやっているとか、そういうものについて指導をしなければならないというのが農業委員の仕事だと、私は言われて農業委員としてやってきました。皆さんもおそらくそういう引継ぎはあったのではないかと思います。私があえてこういうふうに言ったのは高い倫理観というのはどういう姿勢を指しているのかという意味で聞きました。法令遵守は分かりますけれども、そういう姿勢で仕事をまわしていく必要があるのではという気持ちであえて質問をしました。内面的には分かります。内容は了解です。
議長	5番、佐々木委員、了解ですか。
5番委員	はい。
議長	それでは、その他質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について」は提案のとおりといたします。
議長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
5番委員	参考までに事務局にお尋ねいたします。農地法第3条関係、第5条関係、基盤強化法、第16条関係、これで農地が動くわけですけれども、これは県がやっている集積に

	絡んでくるのかどうなのか。中身を教えていただければと。
事務局 長	集積に絡みます。
5 番 委 員	今、集積率が増えています、と言いますが、例えば3条関係で私も所有権移転ですが、そういうのも集積になると思うのですが、農業委員会、農林課で集積率を上げるための1つの手立てとして計上して集積率アップを図る必要があるのではないかと自分で思ったものですから、確認でした。
議 長	質問ではございませんね。
5 番 委 員	はい。
議 長	その他、意見、提案等ございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	それでは事務局から。
事務局 長	ありません。
議 長	【閉会】 以上をもちまして、第131回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。
	午後3時15分閉会
	署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。
	令和 年 月 日
	遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____
	同 番 _____
	遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____